

能力開発センターに関する内規

平成 22 年 11 月 19 日理事会承認

1. 目的

船舶海洋技術者・研究者の能力向上に関わる下記各項目に記載した活動を中心に、学会として主体的に推進する役割を持つ能力開発センターを設置する。

2. 組織

- a) 本センターにセンター長及び副センター長を置く。センター長、副センター長は理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、重任を妨げない。
- b) 本センターに能力開発センター運営委員会、技術者資格支援委員会、CPD 委員会、大学教育等支援委員会を設ける。その他、必要に応じて、理事会の承認を経て、特別の委員会を設置することができる。
- c) センター長、副センター長、関係委員会の委員は本会の会員とするが、特別な場合、理事会の承認を経て非会員に委員を委嘱することも可とする。

3. 能力開発センター運営委員会

- a) 船舶海洋分野の技術者に係る環境を改善するための方策を、関係委員会、各支部、関係団体と連携し企画・立案・実行する。
- b) 本会の研究委員会、研究会、支部ならびに関係団体等と協力連携し、以下の事項を企画・運営・実行する。
 - ・船舶海洋技術者への教育活動（日本造船工業会・中小型造船工業会との共催の「社会人教育」等）
 - ・船舶海洋技術者の能力開発の支援活動（講演会及び研究集会との連携等）
 - ・能力開発イベントの会員への周知
- c) センターの統括、運営、予算管理などを行う。
- d) 委員長・副委員長を置き、それぞれセンター長・副センター長が務める。委員は、下記の各委員会の委員長及び本委員会が推薦した者から構成され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、重任を妨げない。

4. 技術者資格支援委員会

- a) 「技術士」など、技術者資格の取得を支援するための活動とその運営を行う。
- b) 委員長、副委員長、委員を置き、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、重任を妨げない。

5. CPD 委員会

- a) 船舶海洋技術者の CPD(Continuing Professional Development、継続能力開発)を支援するため、関係学会と連携し CPD システムを構築し運営する。また、APEC エンジニアに関する学会の対応窓口として機能する。
- b) 委員長、副委員長、委員を置き、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、重任を妨げない。

6. 大学教育等支援委員会

- a) 大学における船舶海洋分野の教育を改善するための支援を行う。また、(社)日本技術者教育認定機構(JABEE: Japan Accreditation Board for Engineering Education)の活動に対応する。
- b) 委員長、副委員長、委員を置き、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、重任を妨げない。

附 則

- (1) この内規は、平成22年11月1日から施行する。